

## 常務理事

中島 公博

Kimihiro NAKAJIMA

北海道・五稜会病院



## 常務理事就任のご挨拶

過日の日精協第23回定時社員総会により公益社団法人日本精神科病院協会の理事に再就任となりました。今回で6期、11年目となります。推薦していただいた北海道地区ならびに日精協の先生方には厚く感謝申し上げます。そして、理事会において常務理事に推挙されました。これまで以上に日精協役員としての責任を感じ、身の引き締まる思いです。

私は、これまで主に政策委員会の担当理事をさせていただきます。令和5年度も引き続き政策委員会の担当となります。また、令和6年度は障害福祉サービス等報酬改定があり、それに向けた「障害福祉サービス専門対応チーム」の委員長として、厚生労働省に要望する項目を検討し、令和5年7月開催のヒアリングでの意見陳述を行いました。障害福祉サービスについては、非常に複雑な内容ですが、日精協会員病院でもグループホームや就労支援施設、相談事業所など、障害者総合支援法に定める施設を多数保有していますので、十分に熟知していくことが大事と考えております。この2年間に私が携わった厚生労働省の事業・研究班の内容をご紹介します。

一つは、厚生労働行政推進調査事業「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究—入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—」です。本研究の目的は、障害者権利条約の観点から入院中の精神障害者の権利擁護のあり方を検討し、実行可能性のある権利擁護システムについての提言を行うことです。令和4年12月の改正精神保健福祉法では、都道府県の任意事業として「入院者訪問支援事業」が創設されました。この改正を受け、本研究班では入院者訪問支援員養成のため

の研修内容とその実施方法についても検討しました。研究成果に基づきアドボケート研修の実践編を開催し、法改正の内容などを踏まえて入院者訪問支援事業の担い手である入院者訪問支援員養成のための研修の骨子を作成しています。

二つ目は、令和3年度障害者総合福祉推進事業「行動制限最小化委員会の実態に関する研究」の委員長としての役割を担いました。医療保護入院等診療料を算定する病院は、隔離等の行動制限を最小化するための委員会（行動制限最小化委員会）において入院医療について定期的な評価を行うことが求められます。しかし、同委員会の活動状況に関する調査が不足していることから、本研究は行動制限最小化委員会の実態把握を行うとともに成果物の収集・公表を行うことで、行動制限の最小化を推進することが目的でした。事業では、「行動制限最小化委員会の業務のためのマニュアル」を作成していますので、ぜひご活用ください。

三つ目は、令和2年度と3年度の障害者総合福祉推進事業の「障害者虐待防止」に関する研究班の構成員だったことです。今回の改正精神保健福祉法では、精神科病院における虐待防止に向けた取り組みの一層の推進が謳われ、令和6年4月1日から精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県などに通報することを義務付けることとされました。日精協の虐待防止の取り組みとして、既にある「虐待防止・対応マニュアル」に加えて、今回は新たに各病院で虐待防止のための研修会を開催するに当たっての研修資料となるコンテンツを動画で作成しました。私の担当は「精神科病院における虐待防止に関して知っておくべき知識」「虐待に関して知っておくべきこと」の二つで、この動画はYouTubeでご覧いただけます。

今後とも、会員の先生方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 虐待防止に関する動画

「精神科病院における虐待防止に関して知っておくべき知識」



「虐待に関して知っておくべきこと」

